

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を!

ほっかいどうの社会保障

2014年11月13日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

「新・人間裁判」生活保護基準の引き下げ中止を求め 11月28日(金)に提訴します

14:00 裁判提訴 札幌地方裁判所前(札幌市中央区大通西11丁目)
生活保護制度を良くする会のみなさんも13:50に集合ください。
14:15からは「提訴報告及び記者会見」札幌市教育文化会館305研修室



住宅扶助や冬季加算も減額の動きも 吉永氏を迎え学習会 開く



10月31日、生活保護制度を良くする会は、生活保護学習会「どうなる?冬季加算・住宅扶助」を行いました。

生活扶助費の大幅な削減に続き、暖房費など冬季の生活を支える冬季加算や家賃などの住宅扶助も削減される動きに不安と怒りを感じる生活保護利用者など70名が参加しました。

広がる貧困 消費増税が5人に1人が貧困と示す

講師の花園大学社会福祉学部の吉永純(あつし)教授は、はじめに、貧困が広がり深刻化していることを強調しました。消費増税に伴い住民税均等割非課税者に給付する「臨時福祉給付金」も例に挙げ、2400万人が対象で生活保護利用者約200万人を加えると2600万人、人口の5人に1人が貧困層と言えると紹介しました。

- 消費増税に伴う臨時福祉給付金(1万円)
対象 住民税均等割非課税 **2400万人**
(年収: 単身100万円 4人家族256万円)
- 生活保護利用者 **200万人**
- **貧困層 = 2600万人 (人口5人に一人)**

こうした下で、安倍自公政権は、「生活保護基準の過去最大規模の引き下げ」に続き、「2014 骨太の方針」で「住宅扶助や冬季加算等の各種扶助・加算措置の水準」の見直し(引き下げ)を2015年度に講じるとし、現在、生活保護基準部会で検討しています。

減額されたら、転居しなければならないの?

厚労省は、住宅扶助費(上限:たとえば北見市の場合月2万4千円)を低所得者の世帯と比較し、「2割高い」と報告しています。吉永氏は、「利用者は、風通しが悪く、狭小劣悪な住宅で生活している、なぜ引き下げなければならないのか」と批判し、「住まいは人権であり、低きに合わせるべきではない。最低居住

水準を保障する必要がある」と提案しました。参加者からは、「現在基準ぎりぎりの家賃で生活している場合は、転居しなければならないのか」などの心配が寄せられました。

「寒い冬が越せない」「生活権」の保障が必要



また、冬季加算について、厚労省は、同じ地域と光熱費の増額分と比較して「4倍になっている」としています。これに対して、吉永氏は、「暖房費は寒冷地の命綱で所得階層に関わらない固定支出で削れない、対象期間が11月~3月では不十分、劣悪な住宅ゆえに暖房費が高くつく、灯油高騰のもとで削れるのか」など検討に当たった論点に触れ、「光熱水費は滞在する時間や疾病、疾患の有無によってちがう」と指摘しました。

参加者からは、「ただ生きていけばよいのでなく、人間らしい生活が保障されなければいけないと思っています。『生存権』というより『生活権』の保障が必要では」という質問も出されました。

最後に、吉永氏は、今全国的に広がっている「生活保護基準引き下げの中止を求める裁判」の重要性についても強調しました。

